

様式第 3 号（第 6 条第 2 項関係）

年 月 日

住所

氏名

様

草津市長

印

令和 7 年度草津市結婚新生活支援事業決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 7 年度草津市結婚新生活支援事業については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 令和 7 年度草津市結婚新生活支援補助金の補助対象者に 該当する・該当しない。

2 令和 7 年度草津市結婚新生活支援補助金は不交付とする。

(理由

)

(令和 7 年 5 月 3 0 日揭示済み)

草津市告示第 2 2 1 号

草津市結婚相談支援費補助金交付要綱を次のとおり
制定する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市結婚相談支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、結婚に向けて積極的に行動しようとする人を支援するために、予算の範囲内で草津市結婚相談支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「しが結」とは、滋賀県が開設する、しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」をいう。

(補助対象経費および補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、しが結の登録料とする。

2 補助金の額は、しが結の会員登録料に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、7, 5 0 0 円を上限とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、申請年度にしが結に登録した者とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 交付申請時において、本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 結婚後も本市に継続して居住する意思を有すると認められること。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、草津市結婚相談支援費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第 1 号。以下「申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) しが結に登録したことが確認できる書類
- (2) 草津市内に居住していることがわかる書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、申請書兼請求書の提出をもって、規則第 1 3 条に規定する補助事業等実績報告書および規則第 1 6 条第 1 項に規定する補助金等交付請求書の提出があったものとみなす。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、結婚相談支援費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第 7 条 前条に規定する交付決定通知書による通知をもって、規則第 1 4 条に規定する補助金等の額の確定が通知されたものとみなす。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以後に発生したしが結の登録料に適用する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別記

様式第1号(第5条第1項関係)

草津市長宛

年 月 日

申請者 住所

氏名 印

電話

Mail

草津市結婚相談支援費補助金交付申請書兼請求書

草津市結婚相談支援費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

関係書類

- しが結に登録したことが確認できる書類
- 草津市内に居住していることがわかる書類
- その他、市長が必要と認める書類

金 円

1	しが登録日	年 月 日	
2	同意および確認	☐ 私は、草津市結婚相談支援費補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けたことはありません。 ☐ 私は、結婚に向けて積極的に行動しようとする意思があります。 ☐ 私は、結婚後も草津市に住み続けたい意思があります。 ☐ 私は、しが結への登録状況について、必要がある場合は市職員が被相続へ問い合わせ、情報を収集することに同意します。	
3	振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協 本店・支店 代理店・出張所
	口座番号	普通・当座	
	口座名義人	(フリガナ)	

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市結婚相談支援費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度草津市結婚相談支援費補助金については、草津市結婚相談支援費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

草津市結婚相談支援費補助金額 金 円

(令和7年5月30日揭示済み)

草津市告示第222号

草津市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和7年5月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市高齢者等ごみ出し支援事業実施
要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭廃棄物をごみ集積所へ排出することが困難な高齢者または障害者等で構成される世帯に対するごみ出し支援の実施について必要な事項を定め、当該世帯におけるごみ出しに係る負担の軽減を図り、もって地域での支え合いや助け合いが広がり、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- コミュニティ支援型ごみ出し支援 市が定める家庭廃棄物の排出方法を遵守することを基本として、当該世帯とごみ出し支援実施団体との間で協議して定める方法により、地域の助け合いにおいて当該団体がごみ集積所に排出することをいう。
- 直接支援型ごみ出し支援 コミュニティ支援型ごみ出し支援が受けられない場合に、当該世帯が自宅の敷地内にごみ収集箱（以下「収集箱」という。）を準備し、市が家庭廃棄物を収集することをいう。ただし、当該世帯は、家庭廃棄物を市が定める分別に従い、市長が指定した日に自宅の玄関先または市長と協議のうえ決定した場所に排出し、市が収集するものとする。
- 世帯 同一の住居に居住する者のことをいう。

(対象世帯)

第3条 コミュニティ支援型ごみ出し支援または直接支援型ごみ出し支援による草津市高齢者等ごみ出し支援事業（以下「本事業」という。）を利用することができる世帯は、市内に住所を有するごみ出しが困難な高齢者または障害者等の世帯で、かつ、世帯全員が次の各号のいずれかの要件に該当するもののうちごみ出し支援が特に必要と市長

が認めた世帯とする（以下、「対象世帯」という。）。)

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 条第 3 項に規定する者で要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 1 1 年厚生省令第 5 8 号）第 1 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号または第 5 号に該当する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）に定める療育手帳の交付を受けている者

(5) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象世帯としない。

(1) 親族や他の者からごみ出しの支援が得られる場合

(2) 介護保険サービスや障害福祉サービス等によりごみ出しの支援を受けることができる場合

(3) 医療機関へ入院または施設へ入所している場合
(申請手続)

第 4 条 本事業を利用しようとする対象世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、高齢者等ごみ出し支援事業利用申請書（別記様式第 1 号）により、市長に申請しなければならない。

(審査)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該世帯が第 3 条に規定する要件に該当するか否かについて審査を行うものとする。

2 本事業は、コミュニティ支援型ごみ出し支援の利用が可能な場合、原則として、当該支援を利用するものとする。

3 審査において、コミュニティ支援型ごみ出し支援の利用が可能な場合、市長は、申請者とごみ出し支援実施団体との調整を行うものとする。

(利用の決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する審査に基づき、本事業の利用の可否を決定し、高齢者等ごみ出し支援

事業利用可否決定通知書（別記様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第 7 条 前条の規定により本事業を利用できる旨の決定を受けた世帯（以下「利用世帯」という。）が第 3 条に規定する要件に変更があった場合は、高齢者等ごみ出し支援事業変更届（別記様式第 3 号）により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、引き続き第 3 条に規定する要件に該当し、かつ、市へ連絡を行った場合にあっては、当該変更届の提出はこの限りではない。

2 利用世帯は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ支援型ごみ出し支援の場合はごみ出し支援実施団体、直接支援型ごみ出し支援の場合は市へ速やかに連絡を行うものとする。

(1) 家庭廃棄物の排出を休止する場合

(2) 家庭廃棄物の排出を再開する場合

(利用決定の取消し等)

第 8 条 市長は、利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用の決定を変更し、または取り消すとともに、高齢者等ごみ出し支援事業利用決定（変更・取消）通知書（別記様式第 4 号）により利用世帯に通知するものとする。ただし、死亡、市外転居または医療機関へ入院もしくは施設へ入所している場合は、当該通知を省略できるものとする。

(1) 本事業の利用の変更または中止の申出があったとき。

(2) 利用を休止して 1 2 か月が経過したとき。

(3) 利用世帯が第 3 条に規定する要件を欠くことが判明したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正な手段により本事業の利用の決定を受けたことが判明したとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、本事業を実施することが困難であると市長が認めたとき。

(ごみ出し支援実施団体)

第 9 条 コミュニティ支援型ごみ出し支援のごみ出し支援実施団体（以下「団体」という。）は、町内会、老人クラブ、学（地）区社会福祉協議会、ボランティアグループ、N P O 法人等で協力者が 2 名以上で活動できる団体として市長が認めた団体であり、かつ、次のアからエまでのすべての要件を満たす団体とする。

(1) 政治活動や宗教活動を目的としないこと。

(2) 営利を目的としないこと。

(3) 団体の代表者が市内在住または主たる事務所
が市内であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律（平成 3 年法律第 77 号）2 条第 2 号に規
定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力
団員もしくはこれらと密接な関係を有していな
いこと。

（コミュニティ支援型ごみ出し支援の奨励金交付対
象者）

第 10 条 市長は、団体に対して、予算の範囲内にお
いて草津市高齢者等ごみ出し支援事業奨励金（以
下「奨励金」という。）を交付するものとし、そ
の交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭
和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」とい
う。）に定めるもののほか、この要綱の定めると
ころによる。

（コミュニティ支援型ごみ出し支援の奨励金の額）

第 11 条 団体に交付する奨励金の額は、別表のと
おりとする。

（コミュニティ支援型ごみ出し支援を行う団体の登
録等）

第 12 条 奨励金の交付を受けようとする団体は、コ
ミュニティ支援型ごみ出し支援を実施しようとする
前に高齢者等ごみ出し支援事業奨励金団体登録
申請書（別記様式第 5 号）に高齢者等ごみ出し支
援事業奨励金団体協力員名簿（別記様式第 6 号）
を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合、
内容を審査し、本事業の団体登録の可否を決定
し、高齢者等ごみ出し支援事業奨励金団体登録可
否決定通知書（別記様式第 7 号）を団体に通知す
るものとする。

3 団体は、登録事項に変更等があるとき、または
活動を廃止しようとする場合は、高齢者等ごみ出
し支援事業奨励金団体登録事項変更・廃止届（別
記様式第 8 号）により市長に提出しなければならない。ただし、団体の代表者を除く協力者または
協力者数に変更があった場合でも、2 名以上の協
力者数を確保できている場合は、この限りではな
い。

（コミュニティ支援型ごみ出し支援の奨励金の交付
申請等）

第 13 条 第 12 条第 2 項の規定による登録の通知を
受けた団体は、奨励金の交付を受けようとする
ときは、高齢者等ごみ出し支援事業奨励金交付申請
書兼交付請求書（別記様式第 9 号）を市長に提出

しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、高齢者等ごみ出し支
援事業奨励金実績明細書（別記様式第 10 号）を
添付するものとする。

3 第 1 項の規定による申請の提出期限は、該当年度
の 3 月 31 日までとする。

4 市長は、第 2 項に規定する高齢者等ごみ出し支
援事業奨励金実績明細書（別記様式第 10 号）の
提出により、規則第 13 条に規定する実績報告が
あったものとみなす。

（コミュニティ支援型ごみ出し支援の奨励金の交付
決定等）

第 14 条 市長は前条の規定による申請があったと
きは、内容を審査の上、適当と認めたときは、第
11 条の規定により奨励金を算出し、団体に対し
て奨励金の交付を決定するとともに、その旨を申
請した団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知により、規則第
14 条に規定する額の確定通知をしたものとみな
す。

3 奨励金の交付は、団体が指定した金融機関の口座
に振り込むことにより行うものとする。

（コミュニティ支援型ごみ出し支援の奨励金の返
還）

第 15 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段によ
り奨励金の交付を受けた団体に対し、当該交付金
の返還を命ずるものとする。

（直接支援型ごみ出し支援の家庭廃棄物の排出方
法）

第 16 条 直接支援型ごみ出し支援の利用世帯は、自
宅の玄関先に蓋付きのごみ収集箱を設置し、市が
別に定める排出方法に従い、飛散および流出の防
止等、環境面に配慮して、指定された日に回収で
きるよう家庭廃棄物を排出しなければならない。

2 利用世帯が集合住宅等に居住する場合は、利用世
帯はあらかじめ集合住宅等の管理者の承諾を得て
おかなければならない。

3 自宅の玄関先に収集箱を設置することに支障があ
る場合は、市長と協議のうえ収集箱の設置場所を
決定するものとする。

（直接支援型ごみ出し支援の収集日）

第 17 条 直接支援型ごみ出し支援による収集は、週
1 回、市の指定する収集日に行うものとする。

（報告等）

第 18 条 市長は、必要があると認める場合は、利用
世帯および団体に対して、本事業の実施に関し必

要な事項について、報告を求め、調査し、または指示することができる。

(情報管理)

第 1 9 条 本事業に従事する者は、その実施に際し個人情報 の適正な取扱いに留意するものとし、その実施に関して知り得た情報については漏洩してはならない。また、本事業に従事しなくなった後においても同様とする。

(実施体制)

第 2 0 条 本事業の実施に当たっては、申請手続、審査および利用の決定を所掌する部署と収集等を所掌する部署は連絡および調整を十分に行うものとする。

(その他)

第 2 1 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に定める。

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
(準備行為)
- 2 市長は、この要綱の施行日以前においても、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条および第 1 2 条の規定による申請等に関し必要な手続きを行うことができる。

別表 (第 1 1 条関係)

支援内容	奨励金の額
利用世帯の 玄関先から ごみ集積所 まで排出し た場合	1 世帯につき 1 日あたり 1 0 0 円 1 団体につき当該会計年度あたり 1 0, 0 0 0 円。ただし、当該会 計年度 1 回以上の実績がある場合 に限る。

別記
様式第 1 号 (第 4 条関係)

高齢者等ごみ出し支援事業利用申請書

草津市長 宛

年 月 日

申請者 住所 草津市

氏名

電話番号

申請に関する連絡先

氏名 続柄 ()

電話番号

草津市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな	生年 月 日	年 月 日 (歳)
	氏名	要介護認定 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ()	
同居者	障害者手帳 有 ・ 無 (身体 級/ 精神 級/ 療育)		
	氏名	続柄	介護認定、障害者手帳の状況
	生年月日 年 月 日		要介護認定 ()
			障害者手帳 ()
	生年月日 年 月 日		要介護認定 ()
			障害者手帳 ()
ごみ集積所までの距離 約 m		急な階段、坂道	☐ あり ☐ なし
現在の ごみ出し の状況		☐ 利用者・同居者 ☐ 別居の親族 ☐ 介護・福祉サービス ☐ 近隣の協力者 ☐ その他 ()	
ごみ出しが困難な理由		☐ 寝たきり ☐ 外出困難 ☐ 持ち運び困難 ☐ その他 具体的な理由：	
※親族や近隣等の支援が 得られない理由を含む		()	
住居形態	☐ 戸建て		
	☐ 集合住宅	エレベーター オートロック	☐ あり ☐ なし ☐ あり ☐ なし
特記事項			

【居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等】			
事業所名		担当者名	電話番号
事業所名		担当者名	電話番号

【緊急連絡先】			
氏名	続柄	電話番号	
氏名	続柄	電話番号	

【声かけ（見守り）について】
ごみを出していない場合は、声かけや必要に応じて上記の緊急連絡先等に電話をします。

【コミュニティ支援型ごみ出し支援の場合】	
ごみを出している場合の声かけの希望	(希望する ・ 希望しない)

【団体名称等】※コミュニティ支援型ごみ出し支援の場合、団体が記入ください。	
団体名	登録番号

【添付書類】	
☐ 高齢者等ごみ出し支援事業の利用にかかる確認書	
☐ 介護保険被保険者証または対象要件に該当する障害者手帳の写し	
☐ 居宅サービス計画書（第 2 表）または障害福祉サービスの利用計画等の写し	
☐ 収集場所が分かる位置図	

【同意欄】
草津市高齢者等ごみ出し支援事業の利用にあたり、下記の事項について同意します。
1 本申請に係る審査や事業の実施に必要な場合に限り、住民基本台帳の情報ならびに介護認定、障害者認定等の関係法令に基づく認定、サービス状況について市が閲覧・確認をすること。
2 草津市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第 3 条に規定する要件に変更があった場合は市に届け出ること（ただし、引き続き第 3 条に規定する要件に該当する場合を除く）。また、利用の休止や再開をする場合は、速やかに市または団体に連絡をすること。
3 住居や家財等を破損させた場合、重大な過失がある場合を除き、市や団体は責任を負わないこと。
4 本申請について、< 氏（☐親族 ☐ケアマネジャー ☐相談支援専門員 ☐上記の団体 ☐その他 () ）> が提出を代行すること。
【コミュニティ支援型ごみ出し支援の場合】
5 本申請に係る高齢者等ごみ出し支援事業利用可否決定通知書の写しを市が団体に送付すること。
【直接支援型ごみ出し支援の場合】
6 集合住宅等の場合、収集箱の設置場所について、あらかじめ管理者の承諾を得ていること。また、オートロックの外側に収集箱を設置すること。
年 月 日
申請者氏名

【市処理欄】	
受付日	要件 利用決定
	☐ 介護 ☐ 障害 () (☐ 可 ・ ☐ 否)
	☐ その他 () ()

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様
草津市長

高齢者等ごみ出し支援事業利用可否決定通知書
年 月 日付で申請のあった高齢者等ごみ出し支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

☐ 利用できます。

ごみ出し支援事業の内容

☐ コミュニティ支援型ごみ出し支援
(団体名：)

☐ 直接支援型ごみ出し支援
(収集開始日：)

☐ 利用できません。

理由

様式第 3 号（第 7 条関係）

高齢者等ごみ出し支援事業変更届

年 月 日

草津市長 宛

(届出者)

住所

氏名

電話番号

世帯員との関係

高齢者等ごみ出し支援事業の利用について、草津市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

記

1 利用世帯

世帯員（全員）	
住所	

2 変更の内容

変更内容	
理由	※具体的に記入ください
特記事項	

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様
草津市長

高齢者等ごみ出し支援事業利用決定（変更・取消）通知書
年 月 日付 第 号で利用決定した高齢者等ごみ出し支援事業について、下記のとおり決定の（変更・取消）を通知します。

記

1 申請者名

2 （変更・取消）の理由

様式第 5 号（第 1 2 条第 1 項関係）

高齢者等ごみ出し支援事業奨励金団体登録申請書

年 月 日

草津市長 宛

草津市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり団体登録を申請します。

記

申請者	ふりがな 団体名称	
	代表者の氏名	
	代表者の住所 (主たる事務所)	〒 草津市
	電話番号	
団体の種類		町内会 老人クラブ 学（地）区社会福祉協議会 ボランティアグループ NPO 法人 その他（ ）
活動区域 (学区・町名等)		
団体の公開		(範囲) ☐ 活動実施区域在住の利用希望者のみ ☐ 全体可（市ホームページに掲載可） (内容) ☐ 団体名称【必須】 ☐ 電話番号 ☐ 活動実施区域
団体の要件		☐ 政治活動や宗教活動を目的としない。 ☐ 営利を目的としない。 ☐ 代表者が市内在住または主たる事務所が市内である。 ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有していない。
添付書類		☐ 高齢者等ごみ出し支援事業奨励金団体協力員名簿 【必須】 ☐ 活動区域を示す地図

様式第 6 号（第 1 2 条第 1 項関係）

高齢者等ごみ出し支援事業奨励金団体協力員名簿

団体名称			
------	--	--	--

	氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			

様式第 7 号（第 1 2 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

高齢者等ごみ出し支援事業奨励金団体登録可否決定通知書

年 月 日付で申請のありました高齢者等ごみ出し支援事業奨励金団体登録申請について、草津市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

☐ 登録できます。

(1) 登録番号

(2) 登録年月日 年 月 日

☐ 登録できません。

理由

様式第 8 号（第 1 2 条第 3 項関係）

高齢者等ごみ出し支援事業奨励金団体登録事項変更・廃止届

年 月 日

草津市長 宛

住所
団体名
(登録番号)
氏名
電話番号

高齢者等ごみ出し支援事業奨励金団体登録について、草津市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第 1 2 条第 3 項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

記

1 団体登録の変更

変更 年月日	年 月 日
区分	☐ 代表者の変更 (氏名 ・ 住所 ・ 電話番号) ☐ 活動区域の変更 (※活動区域を示す地図を添付のこと) ☐ 団体の公開にかかる変更 (範囲 ・ 内容) ☐ その他 ()
変更 内容	

2 団体登録の廃止

廃止 年月日	年 月 日
廃止 理由	

様式第 9 号（第 1 3 条第 1 項関係）

高齢者等ごみ出し支援事業奨励金交付申請書兼交付請求書

年 月 日

草津市長 宛

住所
団体名
(登録番号)
代表者 印

高齢者等ごみ出し支援事業奨励金の交付を受けたいので、草津市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第 1 3 条第 1 項の規定により下記のとおり申請および請求します。

記

1 奨励金交付申請額および請求額 円

2 実績報告

内訳	☐	日 × 1 0 0 円 (世帯・日) = 円
	☐	1 0 , 0 0 0 円 ※上段の実績がある場合のみ、当該年度に 1 回限り ☒ のこと
実施年月	☐ 年 4 月から同年 6 月	☐ 年 7 月から同年 9 月
	☐ 年 1 0 月から同年 1 2 月	☐ 年 1 月から同年 3 月
添付書類	高齢者等ごみ出し支援事業奨励金実績明細書 (様式第 1 0 号)	

3 奨励金振込先

金融機関名	銀行・農協		本店
	信用金庫		支店
	信用組合		出張所・代理店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(ふりがな) 口座名義人			